

ほっと大正まちづくり協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「ほっと大正まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と
いい、事務所を大正地区公民館(以下「公民館」という。)に置く。

(目的)

第2条 協議会は、住民参加による地域の課題解決を図り、安心、安全な魅力ある
住みよいまちづくりを進めるため、鳥取市との連携のもとに、地域コミュニ
ティ計画を策定し、推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 健康・福祉に関すること
- (3) 生活環境の保全等に関すること
- (4) 防災・防火・防犯等の住民の安全に関すること
- (5) 社会教育、生涯学習に関すること
- (6) 地域住民相互の情報交換及び交流・親睦に関すること
- (7) 行政との協働に関すること
- (8) その他目的達成のために必要なこと

2 協議会は、大正地区で活動する各種団体等(以下「各種団体等」という。)の
自主性を尊重し、各種団体等と協調・連携を図りながら、目的の達成に努める
ものとする。

(委員)

第4条 協議会は、以下の委員で構成する。

- (1) 区長及び町内会長
- (2) 各種団体等のうち、別表に掲げる団体等の長又は代表者
- (3) 大正地区の居住者で、第9条第2号に規定する役員会が必要と認めた者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名

- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときには、あらかじめ会長が指名した順で、会長の職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営を補佐する。
- (4) 会計は、協議会の運営に伴う経理事務を担当する。
- (5) 監事は、協議会の業務、会計を監査する。

(役員選出)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 会計は、委員のうちから会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長にあつては、通算して6年を超えることはできない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第10条 総会は、委員を持って構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 総会は、協議会に係る次の事項を協議する。
 - (1) 規約の改廃に関する事
 - (2) 会長、副会長、理事及び監事の選出に関する事
 - (3) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算に関する事
 - (4) 地域コミュニティ計画に関する事
 - (5) その他、第2条の目的を達成するための重要な事項に関する事
- 5 総会の議決は、出席委員の過半数によることとし、賛否同数の場合は、議長

の決するところとする。

- 6 感染症のまん延等特別な事態が発生し、総会を招集することができないと役員会が決定したときは、会長は書面をもって表決する方法により総会を開催することができる。
- 7 前項の場合における総会は、委員の過半数の書面表決書の提出によって成立し、総会の議事は、書面表決書の表決の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

(役員会)

- 第11条 役員会は、監事を除く役員で構成する。ただし、監事は自ら必要と認めるときは、役員会に出席し意見を述べることができる。
- 2 役員会は、第10条第2項、第3項、第5項から第7項の規定を準用する。
この場合において、第6項中「役員会が決定したときは」とあるのは、「会長が判断したときは」と読み替えるものとする。
 - 3 役員会は、次の事項について協議する。
 - (1) 協議会の運営に関すること
 - (2) 総会に諮る事項
 - (3) その他協議会に関する必要な事項

(委員の任務)

- 第12条 委員は、所属する団体等のまちづくりに関する意見をまとめ、その意見を協議会に反映させるよう、また、総会の協議結果について、所属する団体等の活動に反映させるよう努めるものとする。

(ワーキンググループ)

- 第13条 協議会の円滑な運営を図るため、会長の諮問機関として、「ワーキンググループ」を置く。
- 2 ワーキンググループは、会長の諮問に応じ、協議会の事業等の検討、提案等を行なう。
 - 3 ワーキンググループのメンバーは、会長が委嘱する。

(部 会)

- 第14条 協議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、必要に応じ、総会の同意を得て設置する。
 - 3 部会を設置した場合は、部会毎に委員長1名、副委員長若干名を置く。

(会 計)

第15条 協議会の経費は、地区負担金、助成金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(顧問及び相談役)

第16条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(事務)

第17条 協議会に関する事務は、公民館が所掌する。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会に諮って会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成21年5月9日から施行する。

2 第9条第1項の規定にかかわらず、協議会設立当初の委員の任期は、選任された日から平成23年3月31日までとする。

3 第16条第2項の規定にかかわらず、協議会設立初年度の会計年度は、設立の日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約の改正は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この規約の改正は、令和3年5月31日から施行する。

別 表

団 体 名
大正地区社会福祉協議会
大正地区民生児童委員協議会
大正地区青少年育成協議会
大正地区自主防災会連絡協議会
鳥取市消防団大正分団
大正地区体育会
大正地区人権・同和教育推進協議会
大正地区健康づくり推進員協議会
大正地区食育推進員会
鳥取地区交通安全協会大正支部
古海駐在所
大正保育園
大正小学校
世紀小学校
高草中学校
大正小学校PTA
高草人権福祉センター
古海児童館
大正地区公民館

団体・グループ名
身体障がい者の会
囲碁
着付け
グラウンドゴルフ
実用書道
書道
太極拳
大正琴
吹矢
茶道(茶和やかサークル)
千友会